

改訂の主なポイント

1 生徒指導提要の改訂等に伴ういじめ問題への対応の強化・徹底

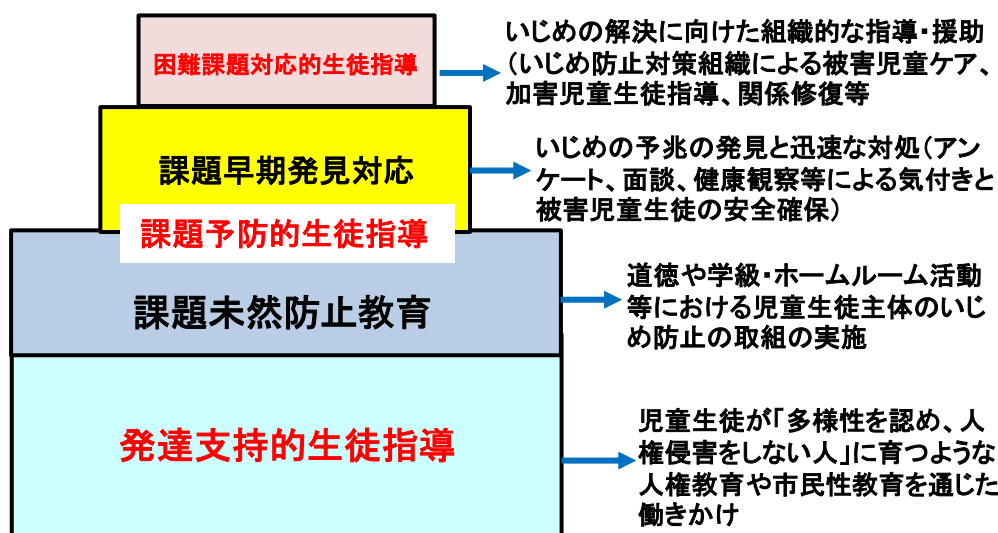
- ①いじめを受けた児童生徒の安全・安心の確保
- ②学校いじめ防止基本方針の策定・公開・説明
- ③保護者との連携
- ④いじめ早期発見のための対策

2 警察との連携の徹底

3 いじめ重大事態への適切な対応

※具体的な内容は方針P.3を参照

いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 ～生徒指導提要より～



【未然防止に向けた生徒指導】

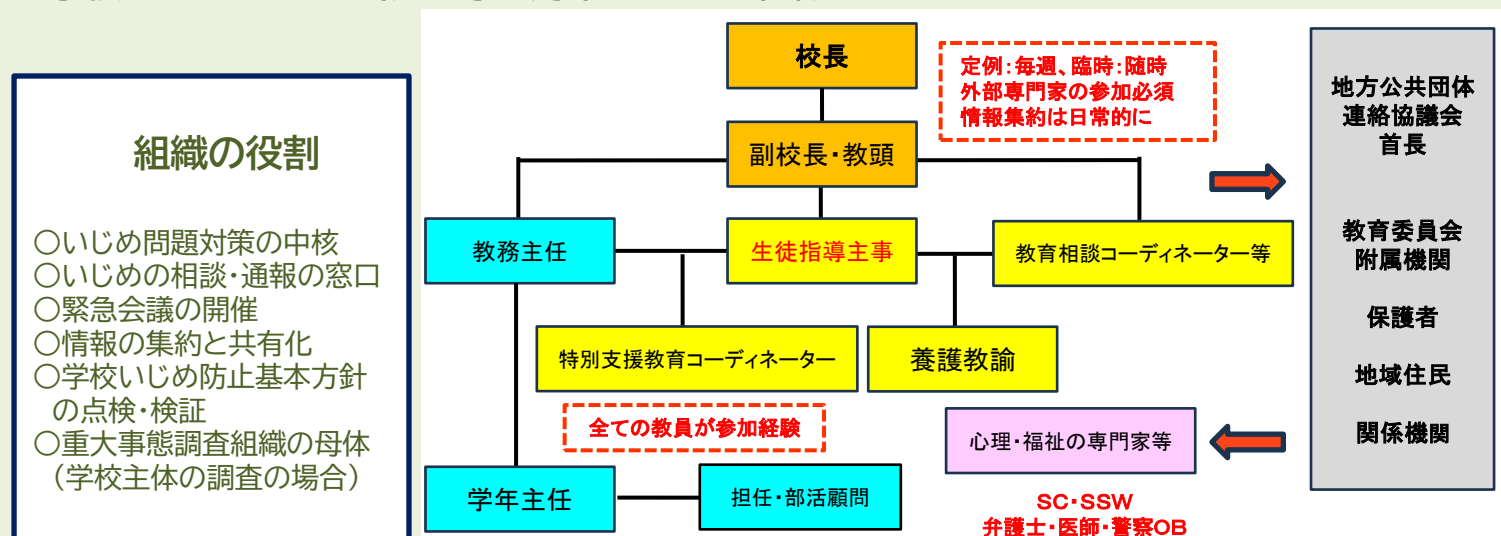
○課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施

○発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(方針P.11～)



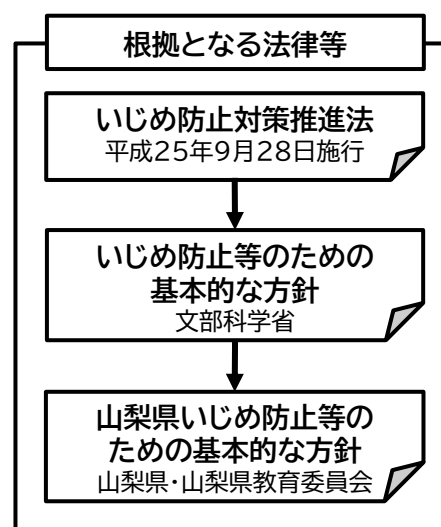
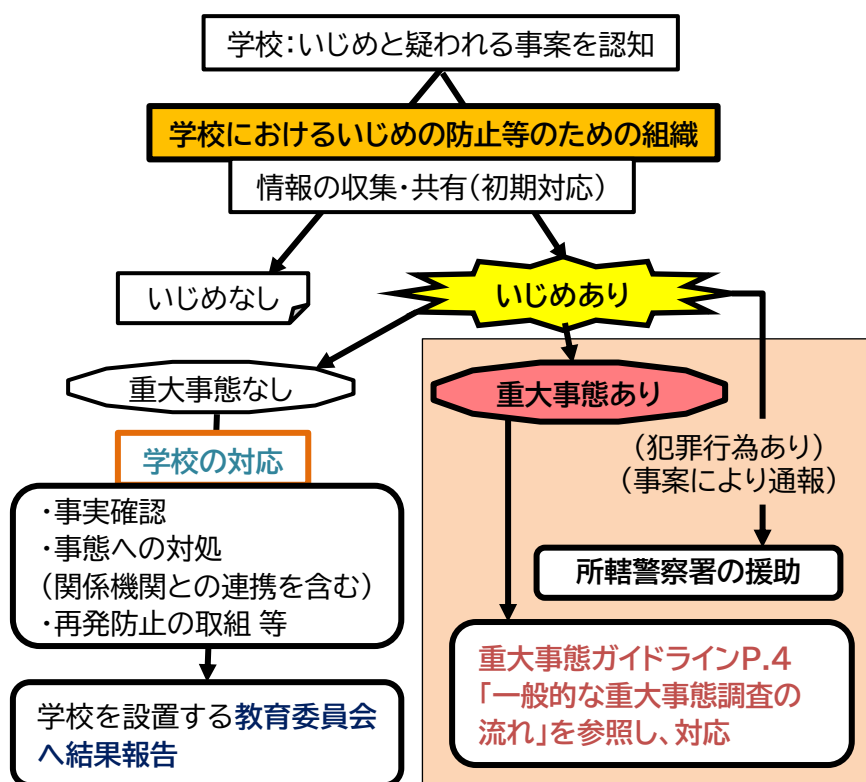
学校いじめ対策組織の例(生徒指導提要)

山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

①児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と②一定の人間関係にある他の児童生徒が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が④心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

法に規定されるいじめ事案への対応（方針P.19）



Point

- ①組織への報告（特定の教職員の抱え込みの禁止）
- ②初期対応（丁寧な聴き取り・組織的な対応）
- ③関係機関等との適切な連携

■重大事態（いじめ防止対策推進法から）

○いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※文部科学省の規定

・「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

・児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態として捉え、報告・調査等を行う。

【補足】「疑いがある」と認めた段階で重大事態として扱うこと。

いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」により、適切に対応する。



山梨県いじめの防止等のための基本的な方針

https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/jidouseitoshien/ijime_hutoko_soudan/kihonhoshin.html

